

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日と同日)

昭和六十年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

職業訓練法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 鳥取県旅館業法施行条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十二年三月鳥取県条例第七号)第二条の規定により設置された青少年社会教育施設

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十六条第一項に規定する公共職業訓練施設

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第二条 鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の五第一項第二号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第八条第一項の職業訓練」を「第二十条に規定する公共職業訓練」若しくは同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練に改める。

職業訓練法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

条例

(鳥取県職業訓練審議会条例の一部改正)

**第三条 鳥取県職業訓練審議会条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十
六号）の一部を次のように改正する。**

題名を次のように改める。

鳥取県職業能力開発審議会条例

第一条中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「鳥取県職業

訓練審議会」を「鳥取県職業能力開発審議会」に改める。

(鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例の一部改正)

第四条 鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例（昭和四十
四年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第十五条第
三項」を「第十六条第五項」に改める。

(鳥取県職業訓練指導員講習受講手数料条例の廃止)

第五条 鳥取県職業訓練指導員講習受講手数料条例（昭和四十六年三月鳥
取県条例第六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する條
例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 国 次

鳥取県条例第二十八号

**鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正す
る条例等の一部を改正する条例**

**(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正す
る条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改
正する)**

附則第四項中「昭和五十九年四月分」を「昭和六十年四月分」に、「
五十六万二千八百四十八円」を「五十八万一千三十六円」に改める。

(恩給の年額の昭和六十年改定に関する条例の一部改正)

**第二条 恩給の年額の昭和六十年改定に関する条例（昭和六十年七月鳥取
県条例第十九号）の一部を次のように改正する。**

第二条に次の二項を加える。

6 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する通算退職年金又は通算遺族

年金については、昭和六十年四月分以降、その年額を、第一項第一号
中「五十六万二千八百四十八円」とあるのは、「五十八万二千三十六
円」と読み替えて、前各項の規定に準じて算定した額に改定する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関
スル条例等の一部を改正する条例の規定及び第二条の規定による改正後
の恩給の年額の昭和六十年改定に関する条例の規定は、昭和六十年四月
一日から適用する。

鳥取県公報

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十九号

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

鳥取県消防顕彰金条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第五号)の一部を

次のように改正する。

第三条第二項中「三百万円以上千三百万円以下」を「三百三十万円以上千七百万円以下」に改め、同条第三項中「千百万円以下」を「千三百七十五万円以下」に改める。

第四条第二項中「千五百万円」を「二千万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県消防顕彰金条例の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

昭和六十一年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十一号

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員顕彰条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

昭和六十一年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「一万五千二百円」を「一万五千六百三十円」に改める。

別表第三中「八七、四四〇円」を「八八、九五〇円」に、「八六、四四〇円」を「八七、九五〇円」に、「八八、四四〇円」を「八九、九五〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

昭和六十一年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

結果の区分		顕彰金の額
死	亡	したとき。
		一七、〇〇〇、〇〇〇円
		一二、五〇〇、〇〇〇円
		一〇、三〇〇、〇〇〇円
		九、〇〇〇、〇〇〇円
		八、一〇〇、〇〇〇円
		六、九〇〇、〇〇〇円
		六、〇〇〇、〇〇〇円
		五、〇〇〇、〇〇〇円
		四、二〇〇、〇〇〇円
		三、六〇〇、〇〇〇円
		二、六〇〇、〇〇〇円
		一、九〇〇、〇〇〇円
		一、七〇〇、〇〇〇円
		一、〇〇〇、〇〇〇円
		八〇〇、〇〇〇円
		五〇〇、〇〇〇円
		三〇〇、〇〇〇円

障害の状態となつたとき。

別表の備考の中「第五項」を「第六項」に改め、同表の備考の2中「

疾病にかかり、又は負傷したとき。	療養を要する期間が三月以上六ヶ月未満	療養を要する期間が一月以上三月末満	療養を要する期間が一四日以上一月末満

二十五万円」を「三十万円」に、「二十二万円」を「十七万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県警察職員顕彰条例の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

鳥取県畜産振興資金貸付事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和六十年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 次

鳥取県条例第三十二号

鳥取県畜産振興資金貸付事業特別会計条例を廃止する条例

鳥取県畜産振興資金貸付事業特別会計条例（昭和五十九年十月鳥取県条例第二十五号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際鳥取県畜産振興資金貸付事業特別会計に属する権利及び義務は、鳥取県農業改良資金助成事業特別会計が承継する。